

平成 23 年 9 月 15 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.8 著作権法



日中は、まだまだ暑いですが、朝晩はずいぶん過ごしやすくなりましたね。
今回は、著作権法について書きました。

著作権法の目的

著作権は、著作物（簡単に言えば個性のある表現のこと）を模倣などから保護する権利です。著作物には、イメージしやすい小説、論文、絵画、音楽、漫画、映画などの他に、地図や写真、建築物、プログラムなども含まれます。

著作権法の目的は、著作権者の権利と第三者の自由利用のバランスをとりながら、文化の発展に寄与するというものです。みなさんが、著作権者の承諾なく図書館で本の一部をコピーできたり、学校の運動会で音楽を流すことができるのは、第三者の自由利用が認められているからなのです。運動会で流れていた音楽を聴いた人が、その音楽からインスピレーションを得て、新しい曲を作曲したのであれば、それは、文化の発展に寄与したということになるのでしょうか。

自分の著作物に、他人の著作物の一部を掲載する引用も、正当な範囲であれば認められています。

著作権は無届けでOK(無方式主義)

著作権は、著作物がつくられた時点で自然に発生します。例えば、みなさんが描いた絵も、描き終わった時点で著作物になり、著作権が発生します。

これは、日本がベルヌ条約（著作権の基本的な条約）に加盟しており、その条約が無届けで著作権が発生するという無方式主義をとっているからなのです。

権利期間は、原則、著作者の死後 50 年です。（映画は 70 年）

©マーク(シーマーク)

書籍やホームページなどに、© 鱸行政書士事務所 2011 というように書かれているのを見られたことがあるでしょう。©は、Copyright の略です。これは、著作権者であることを示し、複製などを禁じるものなのですが、無方式主義をとっている日本で、なぜ©マークをつける必要があるのでしょうか。

現在、世界中のほとんどの国がベルヌ条約に加盟しているのですが、アメリカは 1989 年（平成元年）まで、ベルヌ条約には加盟しておらず、方式主義（届け出制）をとっていました。©マーク、著作権者名、発行年度を表示し、著作権者であることを主張する必要があったのです。現在でも、それが慣習的に続いているといわれています。自分の著作物を無断使用さ

れたくない場合は、©マークをつけておくとよいでしょう。

著作者人格権

著作者の権利には、著作者人格権と著作財産権（一般的に言われる著作権）があります。著作者人格権は、著作者の人格的な利益を保護する権利（名誉権のようなもの）です。著作者一代限りの権利で、譲渡することはできません。

①公表権 ②氏名表示権 ③同一性保持権 の3つがあります。

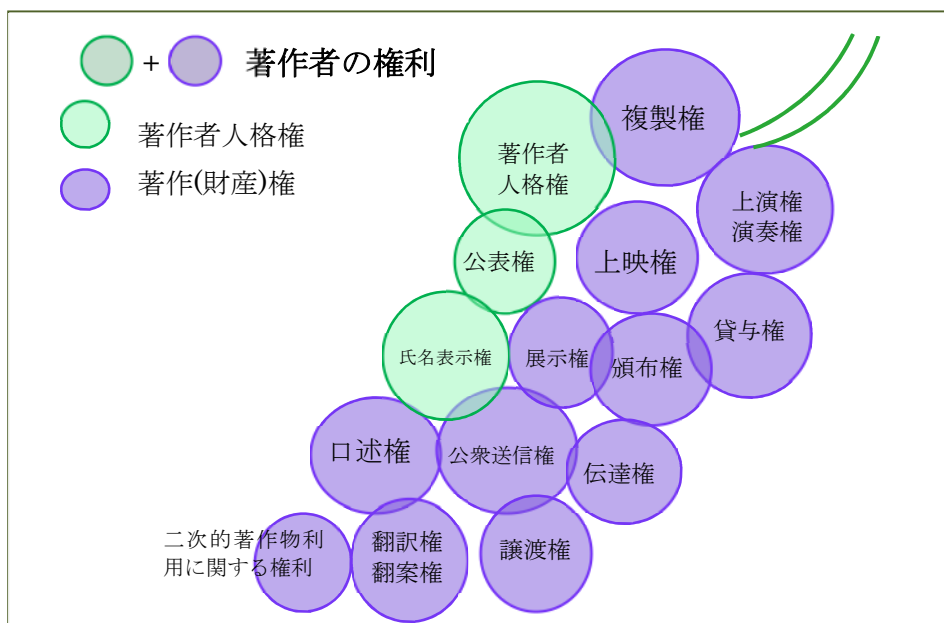
同一性保持権は、著作物を無断で改変されない権利で、例えば、肖像画にひげをつけ加えるなど勝手に改変されない権利です。よく問題になる権利です。

著作(財産)権

著作(財産)権は、著作物から得られる財産的利益を保護するためのものです。

一般的によく知られている複製権(コピー、録音、録画等)など、12種類の権利があります。利用者は、権利者の許諾を受けなければ、著作物を利用できないことになっており、著作権者は、許諾を与える代わりに、一定の対価を請求することができます。

著作(財産)権は、譲渡が可能で、相続財産に含まれます。



上演権・演奏権 → 舞台、音楽演奏、落語など

上映権 → 映画の上映、パソコンディスプレイへの表示

公衆送信権・送信可能化権 → テレビ、ラジオ放送、インターネット

口述権 → 小説の朗読、英会話のテープを聞かせるなど

展示権 → 美術品の展示

頒布権 → 映画の配給制度

譲渡権 → 映画以外の著作物の譲渡

貸与権 → 映画以外の著作物をレンタル

翻訳権・翻案権 → 小説の翻訳、映画化

著作権は、上記のように様々な権利の集まりであるため、^{しぶんけん}支分権の束といわれています。

ダウンロードは違法？

2010年1月に著作権法が改正されました。その中で、著作権者に無断でインターネット上にアップロードされている**音楽・映像**を、違法ファイルと知りながらダウンロードする行為が違法とされました。これによって、違法にアップロードされた着うたや、「YouTube」の映像などをダウンロードして、自分のパソコンなどに保存することは違法になります。（見るだけならOK）

罰則はありません。ただし、悪質な違反者が特定されると、損害賠償請求される可能性があります。今回の法改正の目的は、違法なファイル共有ソフトの取り締まりと、利用者に著作権を周知させることだといわれています。

著作権は、わかりづらい権利ですが、これからますます注目されてくる権利だと思います。

最後までお読みいただき、ありがとうございます！！

Pick Up

手足が不自由な方から、遺言書を作成するのは無理でしょうかというご相談がありました。公正証書遺言なら、公証人が出張してくれるので、作成することができます。

元気な方でも、年齢とともに判断能力が衰えてきます。話の内容を理解するのが難しくなってくるようです。遺言書は、まだ早いかなどと思われるうちに作られることをお勧めします。その後は、いつでも変更可能です。

メイン業務

離婚、遺言・相続、後見制度

その他

交通事故、契約書、内容証明
会社設立

◆行政書士6年 主婦16年 情報発信の行政書士◆

鱸（すずき）行政書士事務所

行政書士 鱸 弥生

ファイナンシャルプランナー

〒659-0051 芦屋市業平町1-17-203 (JR芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

H P <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com

情報発信 NO.1 遺言ツアー NO.2 裁判員制度 NO.3 後見制度 NO.4 離婚公正証書 NO.5 介護トラブル
NO.6 遺言書 NO.7 地震保険